令和6年度 デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業業務

2 業務の目的及び概要

地域経済に波及効果が期待できる中堅企業を育成するため、優れた技術や独自製品などの潜在的成長力を有する県内中小企業を対象に、プロジェクトマネージャーを中心とした専門家チームにより、デジタルマーケティング等の手法も活用しながら、自社製品の開発や販路拡大など企業の「稼ぐ力」を強化し、支援企業の売上高の増加を通じた付加価値額の向上を図る。

3 業務の内容

県は、産業支援機関を選定し、次に掲げる業務を委託する。

(1) プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。) の配置等

受託者は、豊富なマーケティング経験・知識を有し、中小製造業者に対してマーケティング志 向の経営戦略への転換を促し、事業の目的の実現に向けた具体的な提案が可能な人材を、PMと して配置する。

PMの選定に当たっては、県の指示に基づき、広く公募を行うなど優秀な人材確保に努めるものとする。

また、PMを中心に、支援企業に応じた製品デザイン、販売促進、デジタルマーケティング等の分野別の専門家(法人及び個人)で構成する支援チームを編成する。

(2) 支援企業の募集・選定

受託者は、説明会を開催するなどして、支援企業の募集を行い、独自の技術力、経営革新意欲 等の潜在的な成長力を有する企業を、5社程度選定する。

選定に当たっては、有識者等で構成する選定委員会を設置する。

(3) 支援計画の策定

受託者は、支援チームを中心に、支援企業からの支援要請内容をもとに、実効性の高い支援計画を策定する。支援計画には、経営課題、支援内容、分野ごとの専門家の選定・派遣、スケジュール、必要経費、成果目標等を定める。

(4) 支援チームによる専門的支援

支援チームは、毎月、支援企業との面談を行うなど企業活動に伴走しながら、支援企業の課題に応じた事業戦略、製品開発、販売促進方法等について、きめ細かな助言を行うとともに、支援計画の進捗管理と目標実現に必要な措置を行う。

また、製造業の事業目標実現には一定期間を要するため、令和5年度「デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業」で支援した企業への継続的なフォローアップを行う。

(5) マーケティングへの理解・取組促進

受託者は、県内企業の「稼ぐ力」の強化に向け、デジタルマーケティング等の手法も含めたマーケティングの重要性や必要性への理解を深めるとともに、県内企業の取組を促進するため、マーケティングに関するセミナー・相談会を企画開催する。

○セミナー・相談会の開催 2回開催

(6) 取組成果の普及等

受託者は、マーケティングやブランディングに取り組む企業数の増加を図るため、取り組みの 意義や代表的な手法にあわせて、身近な県内企業の成功事例を編集した啓発用資材を作成し、前 項のセミナー・相談会のほか、OTEXなどのイベントにおいて事例発表・広報活動等を行う。

(7) 事業活動の記録、報告等

受託者は、前3項の支援の状況を記録し、必要な情報について関係者間で情報共有するととも に、四半期又は県の求めに応じて県に報告する。

なお、報告書の様式、記載事項等は、県が別途指示する。

(8) その他関連する事務事業

その他、受託者は、中堅企業成長支援に関連する事務事業を行う。

また、県が実施する大学と連携した地域産業振興事業において、協力の依頼があった場合は、積極的に協力するものとする。

4 業務に係る留意事項

- (1)業務実施に当たっては県の指示に従い、行政の補助として公平中立に実施するとともに、関係 法令を遵守すること。
- (2) 前条に記載する業務について、随時、支援チームの活動予定等を県に報告するとともに、本事業における方針等の確認や情報交換等を行うための打ち合わせを、月1回以上行うこと。
- (3) 受託業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報を、県を除く第三者へみだりに漏らしてはならない。
- (4) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、本県からの求めがあるときは、本県の指定する期日までに提出すること。
- (5) 委託契約締結後、業務の実施に際して取得した著作権については、県に帰属するものとする。
- (6) 受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。但し、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

5 実績報告書等の提出

受託者は、業務が終了したときは、速やかに別途指示する受託業務完了報告書及び受託業務収支決算書を県に提出すること。

6 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

7 委託限度額

26,671,689円 (消費税及び地方消費税を含む。)とする。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と 受託者が協議を重ねながら実施するものとする。